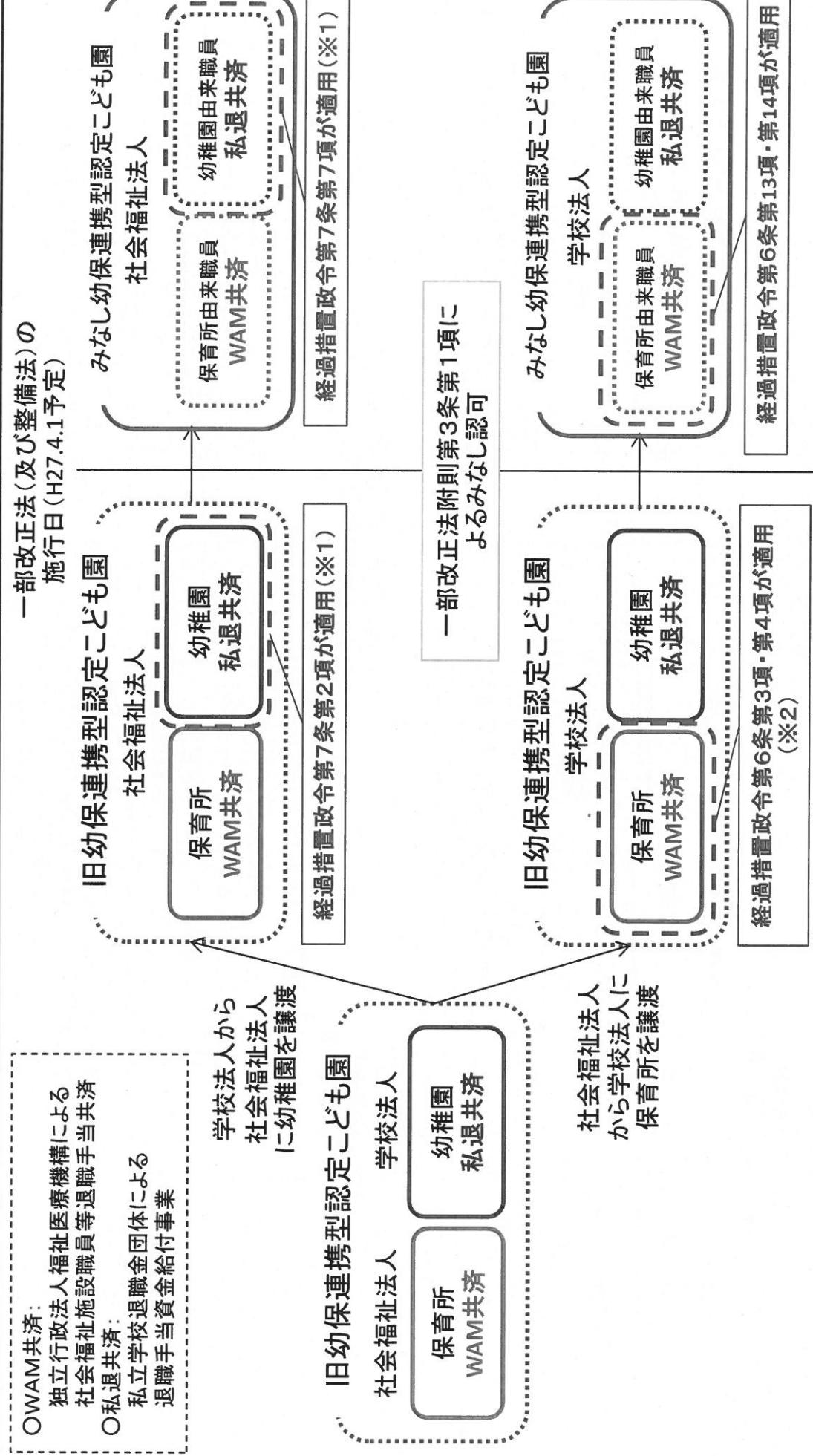


【参考資料3】

経過措置政令の対象となるケース

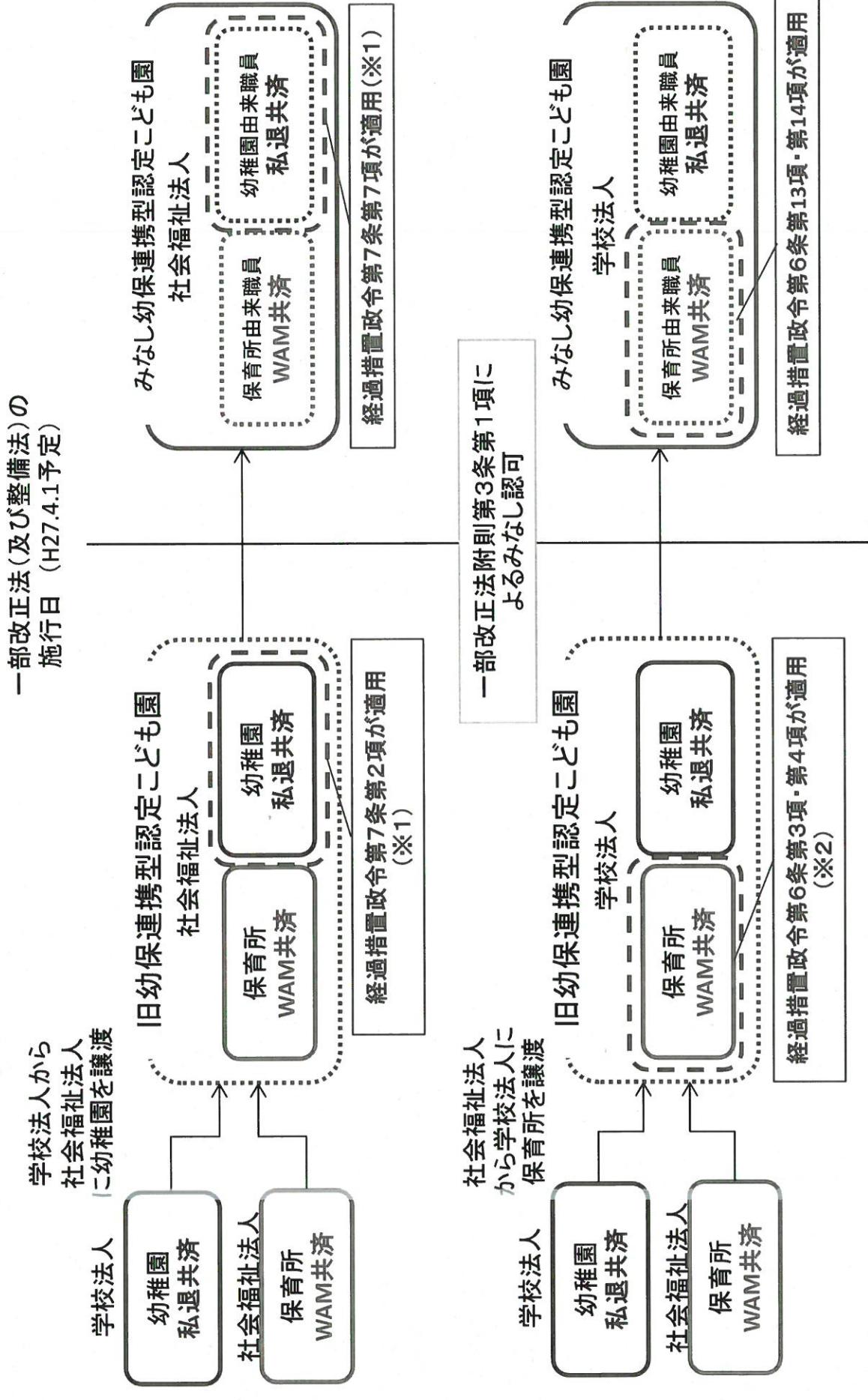
①経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園及び保育所から構成される旧幼保連携型認定こども園であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、みなし認可を受けるケース



※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時從事する者に限り(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象などない保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とする事も可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 学校法人が保育所の経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となるが、WAM共済の申出施設等となる幼稚園も対象となる。)。

② 経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であつて、施行日の前日までに事業譲渡を行い、且つ保連携型認定こども園の認定を受け、みなし認可を受けるケース

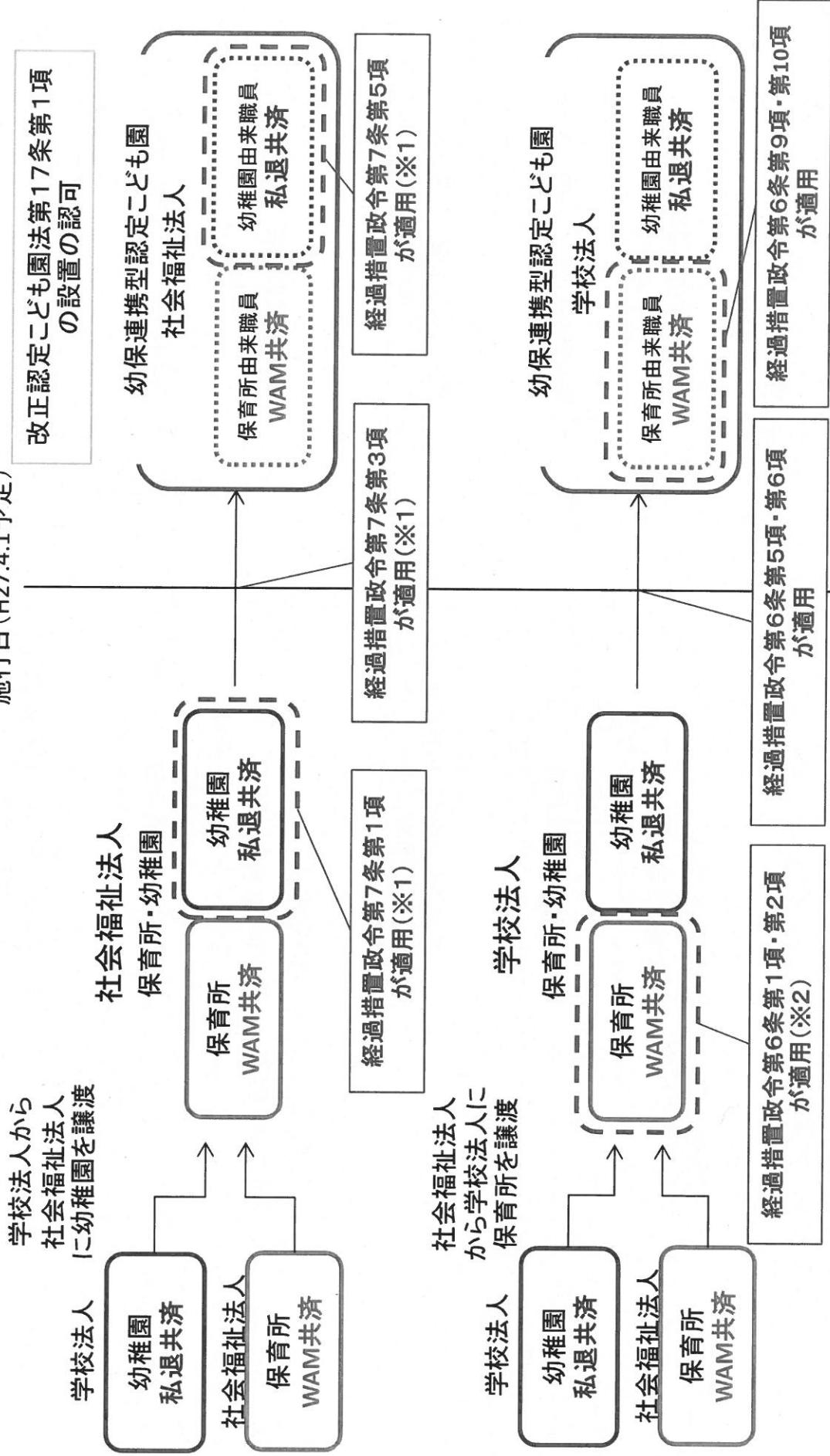


※1:社会福祉法人に使用されることになった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼稚園連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となるが、給付事業の対象となつている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼稚園

※2:学校法人が保育所の経営を開始する日の前日に、WAM共済の申出施設等となる幼稚園も対象となる。連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とする場合、教職員の在職期間の通算は不可)。

③経過措置政令の公布の際現に置かれている幼稚園又は保育園で、施行日の前日までに事業譲渡を行い、一部改正法の施行日以後、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)

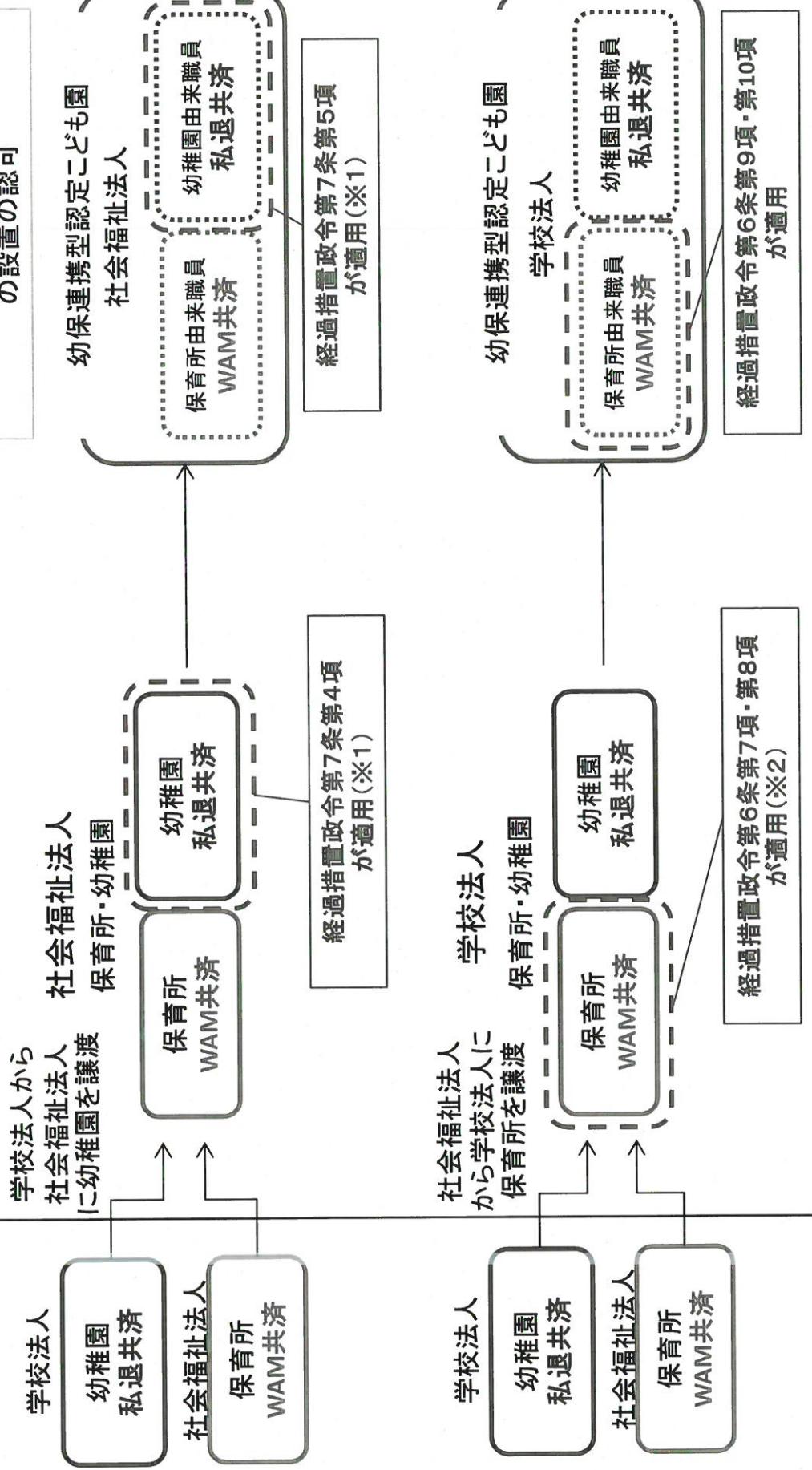


※1：社会福祉法人に使用されることになった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る（上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる）。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることが可能（ただし、教職員の在職期間の通算は不可）。

※2：学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を行なう日にWAM共済の申込みを行うことが必要（上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となる幼稚園も対象となる。）。

④経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所は保育所であつて、施行日以後、事業譲渡を行い、当該幼稚園又は保育所を運営した後、新幼保連携型認定認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)

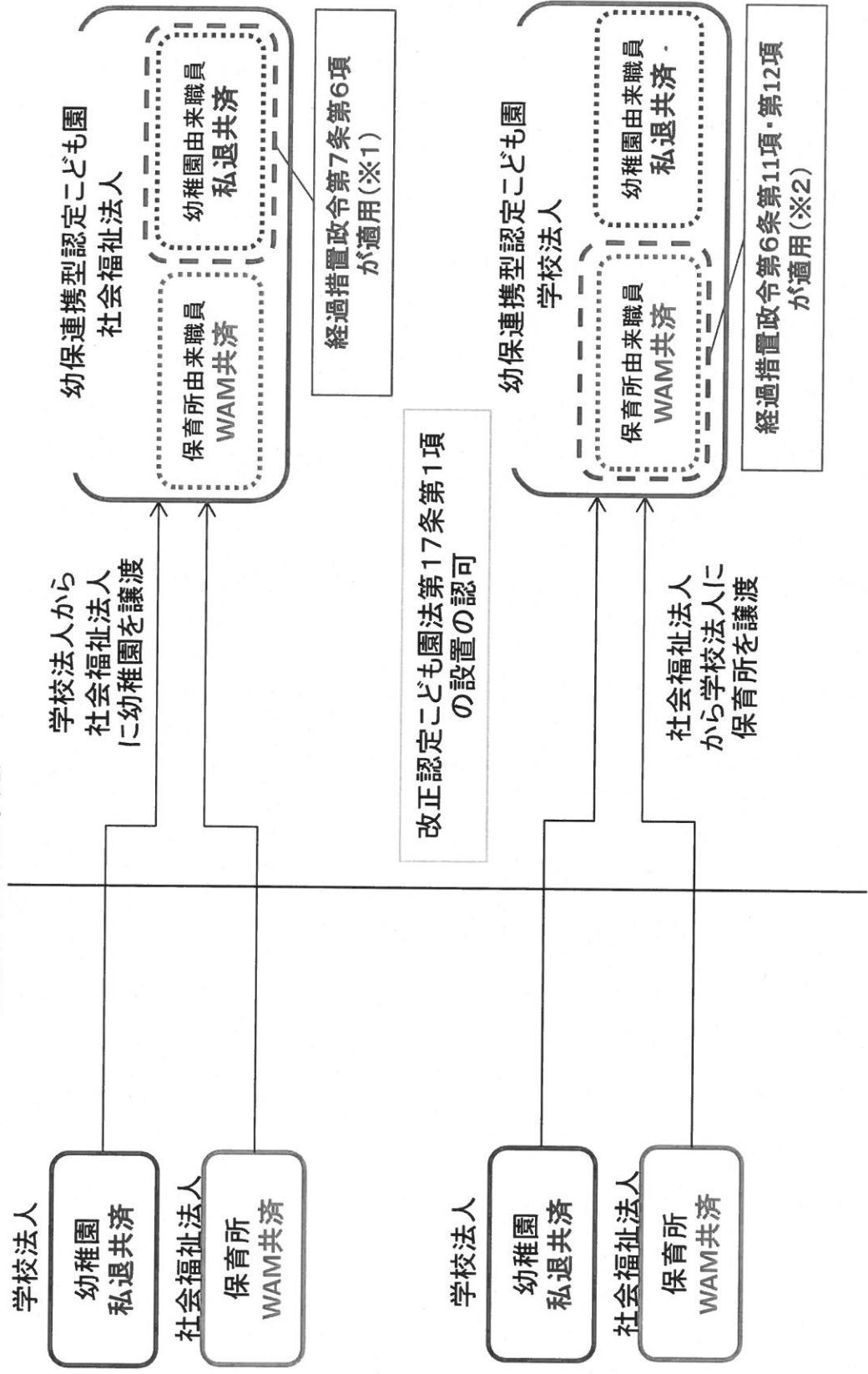


※1:社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・幼保連携型認定認可の対象となるが、給付事業の対象となる保育所も対象となる。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定認可の園では幼稚園が対象となるが、給付事業の対象となる保育所も対象となる。(上記の図では幼稚園が対象となるが、給付事業の対象となる保育所も対象となる。)。

※2:施行日の前日から学校法人が保育所の経営を開始する日の前日までの間、WAM共済の対象であることを確認する。この場合、WAM共済の対象となる幼稚園も対象となる。この場合、WAM共済の申込みを行なうことが必要(上記の図では保育所が対象となるが、WAM共済の申込みを行なうことが必要)。

(5) 経過措置政令の公布の際現に置かれている幼稚園又は保育園であって、施行日以後、事業譲渡を行い、新幼保連携型認定こども園の認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)



※1: 社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで学校法人に使用され、幼保連携型認定こども園の業務に常時従事する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となつていて、給付事業の対象となる保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 施行日の前日から学校法人が幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、保育所がWAM共済の対象であつて、幼保連携型認定こども園の経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となつているが、WAM共済の申出施設等となつていている幼稚園も対象となる)。

